

令和8年度～令和12年度
氷見市過疎地域持続的発展計画

富山県氷見市

目 次

1	基本的な事項		
(1)	氷見市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
(3)	行財政の状況	4
(4)	地域の持続的発展の基本方針	5
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	6
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	6
(7)	計画期間	6
(8)	公共施設等総合管理計画等との整合	6
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成		
(1)	現況と問題点	7
(2)	その対策	7
(3)	計画	8
3	産業の振興		
(1)	現況と問題点	9
(2)	その対策	10
(3)	計画	12
(4)	産業振興促進事項	13
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	14
4	地域における情報化		
(1)	現況と問題点	15
(2)	その対策	15
(3)	計画	15
5	交通施設の整備、交通手段の確保の促進		
(1)	現況と問題点	16
(2)	その対策	16
(3)	計画	17
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	18
6	生活環境の整備		
(1)	現況と問題点	19
(2)	その対策	20
(3)	計画	20
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	21
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		
(1)	現況と問題点	23
(2)	その対策	23
(3)	計画	24
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	24
8	医療の確保		
(1)	現況と問題点	25
(2)	その対策	25
(3)	計画	25

9	教育の振興		
	(1)	現況と問題点	27
	(2)	その対策	27
	(3)	計画	27
	(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	28
10	集落の整備		
	(1)	現況と問題点	29
	(2)	その対策	29
	(3)	計画	29
11	地域文化の振興等		
	(1)	現況と問題点	30
	(2)	その対策	30
	(3)	計画	30
	(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	31
12	再生可能エネルギーの利用の推進		
	(1)	現況と問題点	32
	(2)	その対策	32
	(3)	計画	32
	(再掲)	過疎地域持続的発展特別事業	33

氷見市過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 氷見市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

氷見市は、富山県の北西部、能登半島の基部に位置し、東西18.16km、南北21.92km、面積230.54km²で、東は有磯海と呼ばれる富山湾に面し、南・西・北の三方は山並みが走り、北から西にかけては石動山、碁石ヶ峰、白ヶ峰と続く宝達丘陵が石川県との境界を形成し、南は二上山丘陵が高岡市境と接しています。

これら山並みを水源として、市内を下田川や宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、仏生寺川、泉川などの河川が富山湾に向けて東流し、下流域には肥沃な沖積平野が広がります。

氷見市の東側に緩やかに弧を描きながら長く伸びる約20kmの海岸線一帯は、能登半島国定公園に指定されており、白砂青松の松田江の長浜から灘浦海岸まで変化に富んだ海岸美が見られ、晴れた条件の良い日には、富山湾に浮かぶようにそびえる立山連峰の雄大なパノラマを眺望できます。

気候は、富山湾に流れ込む対馬暖流により比較的温暖で、海岸近くにはタブノキ（つまま）などの暖地性植物が分布しています。また、氷見沖には広い大陸棚と、最深1,000mを超える富山湾底まで一気に落ち込む海底谷、対馬暖流系水と日本海固有の冷水塊が混在し、豊かな漁場を形成しています。

食が豊かで気候的にも住みやすい氷見では、古くから人々の暮らしが営まれてきました。国指定史跡「朝日貝塚」では、縄文時代前期からの住居跡が確認されており、同じく国指定史跡「大境洞窟住居跡」では、縄文時代中期から鎌倉・室町時代頃までの遺物が数多く出土しています。平成10年に発見された古墳時代前期前半の国指定史跡「柳田布尾山古墳」は、日本海側では最大規模の前方後方墳で、日本海の海上交通を用いて周辺を掌握していた首長の存在を窺わせます。また、奈良時代には、大伴家持が越中の国司として赴任し、在任中、多くの氷見に関する歌を詠んでおり、詠まれた歌の中に、初めて「比美（ひみ）」の地名を見ることができます。

氷見は越中と能登の国境に位置し、交通の要衝であることから、南北朝以来、森寺城、阿尾城、飯久保城など多くの城郭が築かれました。江戸時代初期には、氷見で定置網が既に操業されていたことが資料から分かっており、氷見の定置網漁業は地域経済を支え、歴史的にも伝統があるものとなっています。

明治4年の廃藩置県で、氷見地域は金沢藩から金沢県に属し、その後、七尾県、新川県、石川県時代を経て、明治16年に石川県から分離し富山県の一部となりました。明治22年には町村制施行により氷見町及び19か村が誕生し、明治29年には郡制施行により氷見郡となりました。

昭和27年からは市制施行により「氷見市」が誕生し、その後昭和29年までに3回の合併を行い、全国でもまれな一郡一市となりました。平成11年以降の「平成の合併」では、議論と検討を重ね、市民の意見を集約した結果、平成15年3月、氷見市は単独市政運営を選択し、今日に至っています。

交通網は、国道160号線及び国道415号線を軸とした道路網が形成され、道路の整備や除雪体制の強化等により、利便性の向上を図ってきました。また、本市を南北に縦貫する能越自動車道は、石川県七尾市まで開通したことにより、中京圏や能登方面からの交流が拡大するとともに、氷見南IC・氷見IC・氷見北IC・灘浦ICの4つの交通結節点を有していることから、住民生活の向上や産業の振興、災害時の交通の確保などにも大きく寄与しています。

氷見線は高岡駅～氷見駅を結んでおり、地域住民や観光客の交通手段として利用されています。平成27年3月に北陸新幹線新高岡駅が開業し、首都圏からの時間が短縮され、交通の利便性が向上しました。

イ 過疎の状況

氷見市の人口推移は、昭和55年には62,413人でしたが、令和2年には43,950人となり、昭和55年から令和2年までの40年間で18,463人、29.6%の減少となっています。年代別では、15歳未満の年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口の比率及び65歳以上の高齢者人口の比率は、昭和55年にはそれぞれ21.4%、66.1%、12.4%であったものが、令和2年ではそれぞれ9.2%、51.2%、39.6%となっています。このような数値から、人口減少及び

少子高齢化が顕著となっています。

その要因としては、①高度成長期における急速な産業構造、就業構造の変化に伴い、進学や雇用の機会を求めて、若い世代が都市に流出したこと。②通勤・通学で市外に出て、結婚や住宅購入の際に職場近くに住居を構えるなどで人口が流出したこと。③企業などの立地が少なく、十分な就業の場を確保できなかったこと。④若い世代の流出に伴い、出生数が減少したことなどが考えられます。

このような状況の中で、機能的な生活環境を確保するため、幹線・生活道路や水道、公園・緑地等を整備するとともに、民間と市との役割分担のもと、NPOバスの導入等により地域交通の確保に取り組んできました。

また、若者が家庭を持ち、生活していくことができるよう、企業の誘致や既存企業のサポートなどにより雇用を創出するとともに、氷見のよさに魅せられた人や生まれ育った氷見にUターンを希望する人に対して、求職やI・J・Uターンの情報の提供や相談等を実施してきたほか、移住定住関連補助金やぶり奨学プログラムなどの制度を設けてその促進を支援してきました。

加えて、安心して子どもを生み育てることができるよう、こども家庭センターの設置や1歳以上の保育料の無償化、高校3年生相当までの医療費の無償化、0歳児のおむつ無償化などの子育てしやすい環境の整備を積極的に進め、結婚・出産・子育ての希望がかなえられるように取り組んできました。

このような取り組みを通して、人口減少の抑制に努めてきましたが、その減少に歯止めがかかっていない状況にあります。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

産業別人口は、昭和35年には第1次産業19,726人で58.8%、第2次産業5,472人で16.3%、第3次産業8,343人で24.9%となり、農業の就業人口が多かったことから第1次産業の割合が高い状況にありましたが、昭和40年以降、減少の一途をたどり、現在ではその割合が5%を下回っています。高度成長期以降、第2次産業の割合（特に製造業）が高くなり、平成2年の46.2%をピークに緩やかに減少しているものの、令和2年では33.8%を占めています。そして、第3次産業は一貫して増加傾向にあり、令和2年では62.0%となり半分以上を占め、卸売・小売業を軸に、飲食店・宿泊業や医療・福祉事業の占める割合が大きくなっています。

このようなことから、本市においては観光産業に従事する人が多く、また、高齢化率が高いこともあり医療・福祉の分野に従事する人が多い傾向があります。とりわけ観光産業は、第1次産業の農林漁業の生産物や第2次産業の食品加工など、他の産業との関連性が高く、観光の生産性が拡大することで、他の産業の拡大も期待できます。そのため、「食」を中心に産業の連携を図り、より一層のブランド化を進めるとともに、本市の魅力を高め、発信することなどにより、産業全体の発展へとつなげていくことが求められています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

氷見市の人口は、昭和20年代から30年代の約7万人をピークに、高度成長期の都市部への人口移動に伴う減少が続き、昭和55年には62,413人と一時的に人口増となりましたが、令和2年には43,950人となり、昭和55年から令和2年までの40年間で18,463人、29.6%の減少となっています。

年齢別の人口推移を昭和55年と令和2年で比較すると、0歳から14歳では13,387人から4,022人に減少し、40年間で70.0%の大幅な減少となっている一方で、65歳以上の人口は7,754人から17,391人と大幅に増加しています。

今後の人口の見通しについては、令和7年度に策定した第3期氷見市人口ビジョンでは、第3期氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方創生総合戦略」という。）の実施の効果により、国立社会保障・人口問題研究所の推計において令和12年人口は35,522人としているところ35,719人とし、令和17年人口は31,888人としているところ32,477人としています。今後も人口の減少は続く見込んでいます。

イ 産業の現況と今後の動向

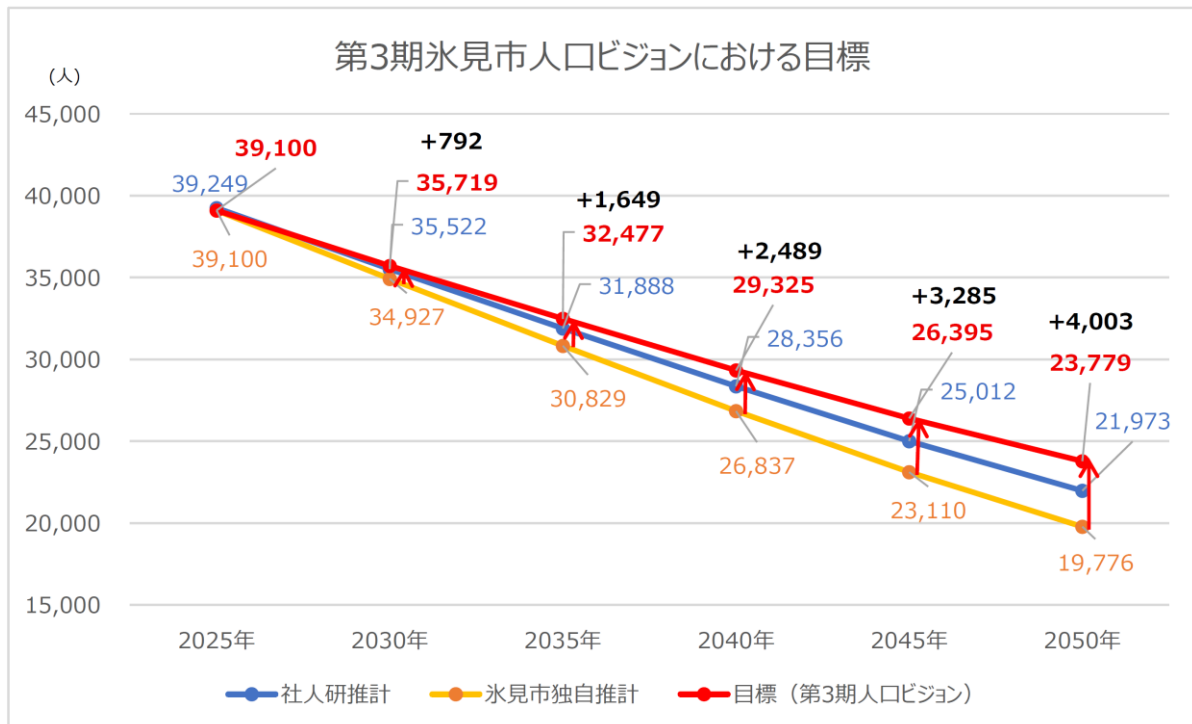
産業の現況については、農業では、農家戸数が令和2年は1,472戸となり、農林業センサスの前回調査である平成27年の2,119戸に比べて647戸・30.5%の減となるなど、農家の減少が続いています。漁業では、漁業就業者数が令和5年は185人となり、漁業センサスの前回調査の平成30年の243人に比べて58人・23.9%の減少となり、従事者の減少が続いています。工業では、従業員1人当たり製造品出荷額が令和2年では20,950千円となり、前回の工業統計調査の結果である令和元年の24,653千円に比べて3,703千円・15.0%の減となり、平成30年から連続して減少している状況にあります。

工業では、プラスチックフィルム製造の企業による新工場の建設が進められているなど、拡大傾向が期待できる状況にあり、令和6年能登半島地震の影響を受けた飲食店や宿泊業などの観光分野において、現在の状況から早期に回復を図ることができれば、地域経済の生産性も向上すると見込まれます。

表 1-1(1) 人口の推移

区 分	昭和35年		昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率
総 数	65,962	△ 5.4	62,413	△ 2.6	60,766	△ 10.3	54,495	△ 11.9	47,986	△ 8.4	43,950	△ 18.2
0歳～14歳	20,882	△ 35.9	13,387	△ 22.8	10,339	△ 36.3	6,587	△ 25.4	4,915	△ 18.2	4,022	△ 12.7
15歳～64歳	40,420	2.1	41,272	△ 3.0	40,047	△ 17.9	32,893	△ 21.6	25,803	△ 12.7	22,518	△ 15.2
うち15歳～29歳(a)	14,505	△ 23.3	11,119	△ 7.3	10,307	△ 28.8	7,342	△ 27.3	5,338	△ 15.2	4,524	△ 0.8
65歳以上(b)	4,660	66.4	7,754	33.9	10,380	44.7	15,015	15.0	17,268	0.8	17,410	—
(a)/総数 若年者比率	22.0	—	17.8	—	17.0	—	13.5	—	11.1	—	10.3	—
(b)/総数 高齢者比率	7.1	—	12.4	—	17.1	—	27.6	—	36.0	—	39.6	—

表 1-1(2) 人口の見通し(国立社会保障・人口問題研究所推計及び「人口ビジョン」)



(3) 行財政の状況

本市の財政構造は、自主財源が乏しいことから財政基盤が脆弱であり、高齢化率が高いことなどから社会保障関係経費が大きくなるなど硬直化が進んでいます。そのため、効率的な行政を目指して、これまでも行政改革に取り組んできましたが、歳入では、地方交付税に依存し、その配分において多くの費目で人口が算定の基礎とされていることから、人口減少に伴って地方交付税の減少が見込まれています。歳出では、人件費や物価上昇による物件費等の増加に加え、氷見市芸術文化館等の建設や能登半島地震からの復旧事業等により公債費の増加が見込まれていることから、財政の健全性を確保しながら各種取り組みを進めていくことが求められています。

また、本市の公共施設及びインフラは、国の政策や人口の増加等に呼応して1970年代から整備した施設が、これから集中的な更新時期を迎えます。人口が減少し、歳入の大半を占める市税や地方交付税の大幅な減少が見込まれることから、今後の利用者数の推移や市民ニーズを考慮しつつ、施設の必要性等を踏まえ、効果的で効率的な施設管理が行えるよう公共施設等の最適な配置に取り組んでいくことが求められています。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和5年度
歳入総額 A	22,638,782	22,897,406	30,202,888	26,909,881
一般財源	13,996,515	13,841,275	13,057,596	14,530,578
国庫支出金	2,182,181	2,671,825	9,053,831	3,949,851
都道府県支出金	1,939,243	1,610,662	1,804,531	1,803,459
地方債	1,709,693	2,129,965	3,200,959	2,082,486
うち過疎債	0	0	1,727,800	1,381,400
その他	2,811,150	2,643,679	3,085,971	4,543,507
歳出総額 B	21,823,003	22,101,613	29,067,134	25,519,124
義務的経費	10,541,400	9,851,657	9,756,297	10,526,345
投資的経費	2,986,881	3,038,319	4,767,083	3,222,941
うち普通建設事業	2,912,446	2,888,406	4,686,370	2,958,007
その他	8,294,722	9,211,637	14,543,754	11,769,838
過疎対策事業費	0	0	7,087,409	6,694,699
歳入歳出差引額 C (A-B)	815,779	795,793	1,135,754	1,390,757
翌年度へ繰越すべき財源 D	52,334	119,457	152,727	690,406
実質収支 C-D	763,445	676,336	983,027	700,351
財政力指数	0.44	0.44	0.48	0.46
公債費負担比率	22.3	18.1	14.7	14.0
実質公債費率	22.1	12.1	11.3	11.8
起債制限比率	—	—	—	—
経常収支比率	83.9	80.3	88.0	86.7
将来負担比率	168.3	87.4	63.8	12.9
地方債現在高	25,690,092	24,181,887	23,882,730	24,732,284

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2年 度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末	令和5 年度末
市町村道						
改良率 (%)	—	—	—	63.8	66.5	66.9
舗装率 (%)	50.2	57.8	80.1	81.2	82.2	82.5
農 道						
延 長 (m)	476,200	456,000	459,900	259,056	57,900	57,139
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	—	—
林 道						
延 長 (m)	137,000	147,300	159,200	169,737	172,200	172,186
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	—	—
水道普及率 (%)	75.6	89.2	90.5	92.6	92.2	91.9
水洗化率 (%)	—	61.2	66.5	88.2	93.0	93.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	7	12	12	12	9	9

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 基本的方向

本市は、平成29年に市域全域を過疎地域の指定を受け、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う様々な課題に対して、過疎地域自立促進計画を策定してその対策に取り組んできました。しかしながら、現在も人口減少が進行している厳しい状況にあることに加え、令和6年能登半島地震により被災した公共インフラ等の復旧や被災者・被災事業者への支援、防災・減災対策の充実が急務となっています。

そうしたなか、我が国における過疎地域は、水源の涵養、安全・安心な食料の供給等を通じて都市部の社会経済活動を支えており、また、豊かな自然環境や景観、固有の文化や歴史が安らぎや教育の場としての役割を果たしているなど、国民生活の重要な公益的機能を有しています。また、都市への過度な人口の集中が災害や感染症等のリスクを増大させている中において、過疎地域が担うべき役割は一層重要になっています。

今後、本市が抱える多くの課題を解決し、持続的発展を実現するには、能登半島地震からの復旧復興に加え、人口減少の流れに歯止めをかけ、若い世代が氷見で住み、働き、子育てしたいと思えるような魅力ある「ふるさと氷見」をつくり上げるためには、さらなる子育て支援や教育・文化環境の充実、産業の振興、情報化の推進、居住環境の整備など様々な観点から対策を講じていくことが必要となります。

そのため、本市では、富山県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、持続可能な地域社会を形成し、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指して、これまで進めてきた移住定住促進等の人口減少を抑制する取り組みを加速させるとともに、地域が抱える課題の解決を図るため、令和7年度に策定した地方創生総合戦略等との整合性を確保し、持続的発展の実現に向けて取り組みます。

イ 分野別の方向

(ア) 移住定住・交流の促進及び地域の振興

人口減少、少子高齢化に加え、若年層における市外への人口流出が続いていることから、本市の持続的発展を支える人材の確保に向けて移住・定住者を増やすとともに、地域間交流を活発にして、交流人口の拡大及び地域の活性化を進めます。

加えて、女性や若者など性別や年代に関わらず地域の多様な住民の参画を図ることや、移住者や外国人など多様な人材の受入れや定着を図ることで、地域に活力を取り込むことで地域の魅力を高めるとともに、住民が自治力を高め、地域の課題の解決に取り組むことができるよう地域づくりの基盤となる組織及び担い手である人材の育成を図り、集落機能の維持及び地域の発展につなげます。

(イ) 地域の特性を生かした産業の振興及び再生エネルギーの利用の推進

若年層を中心とする人口の流出と高齢化に対応するためには、産業の振興による安定した雇用及び所得の確保が最も重要な施策であることに鑑み、産業振興のための諸計画との調和を取りつつ、地域の特性を活かした産業の振興を図り、地域を支える人材の雇用機会の確保に努めます。

また、自然環境の保全に留意しつつ、地域の豊かな自然や特色ある伝統文化を活かし、国内外から訪れてもらえるよう地域の魅力を高めるとともに、産業の振興に必要な基盤整備を進めます。

さらに、エネルギーの地産地消を推進し、持続可能な脱炭素社会の構築に取り組みます。

(ウ) 安心して暮らせる環境等の確保及び教育文化の振興

住民の利便性の向上に向けて、ICT（情報通信技術）の利活用の促進、地域交通や道路網の整備に取り組むとともに、住みよい生活環境を確保するため、令和6年能登半島地震により被災した公共インフラ等の復旧や被災者・被災事業者への支援、防災・減災対策、上下水道施設の耐震化や長寿命化対策など生活インフラ等の整備を進めます。

また、住民が安全で安心して暮らせるよう、防災や消防・救急、医療、防犯対策などにおいて必要な整備を進めます。

さらに、住民の望みがかなえられ、子どもから老人までが健やかに暮らすことができるよう、少子化・高齢化対策や住民の健康増進などに取り組むとともに、教育の充実や文化の振興を図るため、その基盤となる施設等の整備に努めます。

ウ 対策の実施にあたって

過疎対策の実施にあたっては、住民や各種団体等の地域力が大切であることから、地域づくり協議会の設立・運営や各種団体の活動等に対して積極的に支援するなどにより、創意工夫を凝らした住民等の自主的・主体的な取り組みの拡大を図ります。

また、本計画は、国、県及び市の各種計画や中期的財政見通しと整合を図り、計画の実効性の確保に努めます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

上記(4)に記載した本市の持続的発展の基本方針に基づき、第3期氷見市人口ビジョンと整合を図って、本計画全般に関わる基本目標を次のとおり設定します。

人口に関する目標

令和12年度国勢調査人口	35,719人
令和12年度までの社会増減	△618人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

基本目標の達成状況については、氷見市過疎地域持続的発展計画評価委員会において、その目標につながる地方創生総合戦略の重要目標達成指標の状況等も勘案して、毎年度評価します。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

平成27年度（令和5年度改定）に策定した氷見市公共施設等最適化基本方針（氷見市公共施設等総合管理計画）において、本市の公共施設は、近い将来、集中的な施設の更新時期を迎え、今後の人口や財政見通しを考慮するとすべての施設を維持、更新することは困難として、公共施設の集約化や再配置などの方針を定めています。

本計画においても、この基本方針の考え方にに基づき、施設の整備や統合、廃止、長寿命化等を実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本市では、進学や就職に伴って若年層の人口が流出し、空き家が増加し、地域力の低下が進んでいます。そうしたなか、移住を希望する方から移住先に選ばれるよう、地域や企業、関係団体と連携し、移住を促進するための情報発信や相談体制、支援内容等の充実が求められています。

また、進学や就職により転出した本市出身者がふるさとに戻って暮らすことができるよう環境を整え、支援を拡充することが必要となっています。

さらに、将来の移住者の増加につなげるために、氷見の自然や食の魅力を発信して関係人口や二地域居住者を増やすことが求められています。

イ 地域間交流の促進

令和6年能登半島地震の発生が、未だに交流等に影響を及ぼしていますが、復興を見据えて、その促進に取り組んでいくことが必要となっています。令和6年春に北陸新幹線が敦賀まで延伸しており、さらなる交流人口の拡大に向けて積極的に誘客に取り組むことが求められています。

また、本市に関心を持ち、いつも応援してもらえる都市住民等を増やしていくことが大切であることから、本市に魅力を感じ、共感が得られるような様々な活動やイベント等の機会を設けて関係を構築し、交流を促進することが求められています。

ウ 人材育成・地域の担い手の確保

地域の若年層人口の減少や高齢化の進行などにより、地域の担い手不足が顕著となるとともに、活動の中心となるリーダーの育成・確保が難しくなっています。それにより、集落の機能の維持や地域の活性化の推進などに支障を来しており、地域づくりを進めていくためには、地域のために取り組む人材を確保する体制や環境等を整備していくことが必要となっています。

(2) その対策

ア 移住・定住

I J Uターンの希望者に対する相談窓口やネット等による情報発信の強化を図るほか、移住定住を促進するための環境整備や補助制度の充実を図ります。また、移住者の受け入れに必要な住まいの確保に向けて、空き家情報を的確に収集・発信して、その所有者と住みたい人のマッチングを促進します。

子どもの頃から郷土愛を育むためにふるさと教育を推進するほか、本市出身の大学生等を対象とするふり奨学プログラム制度の利用促進を図って、Uターンの促進を図ります。

また、企業等の誘致や既存企業の規模拡大等への支援などにより、Uターン者や移住者が希望する働き場を確保してI J Uターンを促進します。

加えて、氷見に愛着のある人で構成する「氷見きときとファンクラブ」などを活用して、氷見に関心を持ってもらい、移住等につながる関係人口や二地域居住者の拡大を図ります。

イ 地域間交流の促進

能登半島地震からの復興を見据えて、観光やワーケーションなどにより都市圏から氷見市へ訪れてもらえるように本市の魅力を高め、PR等に努めます。

また、姉妹都市である長野県大町市、静岡県島田市及び岐阜県関市や、海外の友好交流都市（中国寧海県、台湾高雄市鼓山区）、浅野総一郎翁ゆかりのある神奈川県川崎市を始めとした都市との交流を進めるとともに、各種団体のつながりや本市の特性を活かした新たな交流の促進に努めます。

加えて、大学や企業等との連携を図り、共同での取り組みを通して交流を促進します。

さらに、春の全国中学生ハンドボール選手権大会の開催や棚田オーナー制度の実施などの各種取り組みを通して住民等の交流を進めます。

ウ 人材育成・地域の担い手の確保

集落の機能の維持や地域の活性化に向けて、地域で自主的・主体的に取り組むために、研修会や先進地域への派遣研修の実施等により、活動の中心となるリーダーの育成に努めます。

また、地域の担い手については、旧小学校校区を中心に地域づくり協議会を設立し、効果的効率的に地

域活動を行って個々の負担を軽減し、その確保に努めます。

加えて、氷見高校を核とした地域との連携事業の実施や海外派遣をはじめとした人材育成の支援に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住			
		移住定住促進住宅整備	市	
		空き家活用まちづくり推進	市	
		定住者受入モデル地域支援	地域団体	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	移住定住促進住宅管理	市	
		ふるさと定住促進	市	
		地方創生移住支援	市	
		ぶり奨学プログラム	市	
	地域間交流	関係人口構築推進	市	
		都市と農山漁村交流促進	市	
		都市等交流促進	市	
		田園漁村空間博物館施設管理	市	
	人材育成	コミュニティ助成	地域団体等	
		棚田オーナー制度推進	推進会議	
		春の全国中学生ハンドボール選手権大会開催	実行委員会	
		持続可能な地域づくり支援	地域団体	
		協働のまちづくり推進	地域団体等	
おらっちゃ創生支援		地域団体等		
	氷見高校地域連携支援事業	地域団体等		

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業の振興

農業従事者の高齢化や担い手不足の進行により農業従事者は年々減少しています。そして、それに伴って耕作放棄地が増加しており、また、鳥獣害対策など農地の多面的機能の維持や集落機能の持続性の確保の観点からも課題となっています。

そのため、持続可能な農業を目指して、担い手の育成や効率的な生産体制の確立、農業基盤の整備などが求められています。

加えて、ブランドとなっている氷見牛の生産は、生産者の高齢化などにより減少傾向にあることから、氷見牛が安定して生産できる体制の整備が必要となっています。

イ 林業の振興

本市の人工林は、戦後の拡大造林で植林され、その多くは伐採期を迎えているものの、木材価格の低迷や林業就業人口の減少などから、必要な手入れが行われていないものが多くなっています。その一方で、本市で育成され、品質が高く評価されている「ひみり山杉」が県内の各種施設等で使用され、建築材のほか、地場産木材として様々な用途で利用されています。

そのため、林業従事者を確保して森林の管理体制を確立するとともに、木材が安定的に供給できるよう生産基盤の整備が求められています。

ウ 水産業の振興

本市は、冬の寒ブリに代表されるように定置網漁業を中心とした水産都市となっていますが、漁業センサスによると令和5年の漁業経営体数は42となり、昭和63年と比べると1/5に減少し、漁業就業者も大きく減少しています。また、漁獲量及び漁獲金額ともに減少傾向にあるなど、水産業を取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、その影響は漁業者や流通業者のみならず、水産加工業や観光業などにも波及し、地域経済の衰退につながる懸念されています。

加えて、漁業を持続的に行っていくために欠かすことができない外郭施設や係留施設などの漁港施設や共同利用施設などにおいて、長寿命化対策や新たな整備が必要となっています。

エ 地場産業の振興

本市の地場産業は地域の重要な雇用の場であるとともに、生産活動やサービスの提供を通して豊かな市民生活の実現に貢献していることから、就業環境や労働条件、子育てしやすい職場環境への改善などによる地域を支える人材の雇用機会の確保や、経営基盤の強化に向けた取り組みが求められています。

また、時代の変化に合わせて、IoTやAI技術、5Gなどのデジタル技術の導入を図り、DX（デジタルトランスフォーメーション）を促進して、労働生産性の向上や新たな付加価値の創出につなげることが必要となっています。

オ 企業の誘致対策

市内に能越自動車道に4つのインターチェンジを有するなどの立地や食などの本市の特性を活かし、将来の成長が期待できる企業や安定的な産業活動を展開する企業に加え、若者や女性に魅力的な企業や研究所等を対象に、重点的かつ継続的な企業誘致を進めていくことが求められています。

そのため、交通や住環境などのインフラの整備のほか、通勤や子育て、教育など、働く人の生活環境の充実も必要となっています。

カ 新産業創出・創業の支援

地域の企業が国内外の競争に勝ち残るためには、大学や試験研究機関の優れた人材や設備、ノウハウ等を活用した共同研究などを実施し、企業が有する技術をより一層高度化して新たな産業を創出していくことが求められています。

また、本市の豊かな自然や農林水産物などの食に恵まれているなどの特性を活かして起業を促進し、産業の活力を高め、振興を図っていくことが求められています。

キ 商業の振興

本市の商店街は、経営者の高齢化や後継者不足等により、空き店舗や老朽化した店舗が目立ち、魅力ある独自性を持った店舗が少なくなっています。また、コンビニエンスストアやドラッグストアの増加やインタ

ーネット販売の拡大、交通環境の変化による中心市街地の交通量減少等により、本市の小売業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

さらに、近隣都市にある大型ショッピングセンター等へ、市内からも多くの方が買い物に出かけている状況にあります。市内の商工業の振興や従業員の安定雇用を図るためには、市内での消費拡大に向けた取り組みを行い、市内経済の好循環を促進することが求められています。

ク 情報通信産業の振興

近年、テレワークやサテライトオフィス、ワーケーションなどの仕事に対する新たなスタイルが広がりをみせています。

本市においても、そのような社会環境の変化を捉えて、情報通信産業の振興に取り組むことが求められています。

ケ 観光・レクリエーションの推進

人口減少・少子高齢化が進むなか、活力ある地域社会を維持・発展させるためには、交流人口を拡大させ、地域活性化を図ることが必要となっており、観光による地域経済への波及効果が期待されています。

そうしたなか、令和6年1月に発生した能登半島地震は、観光入込客数を減少させ、地域経済に大きな影響を及ぼしています。

そのため、震災により減少した観光入込客数の回復やさらなる拡大を目指し、多様化する観光ニーズを的確にとらえて、観光施設や交通網の整備をはじめ、観光情報の発信やプロモーション、氷見の魅力を活かした旅行商品の開発・イベント等の開催、インバウンドの推進など、様々な視点から効果的・効率的に観光客の誘客に取り組んでいくことが求められています。

また、地域の魅力を高めるためにレクリエーション施設のさらなる魅力化や長寿命化対策も必要となっています。

コ 被災事業者への支援

能登半島地震の被災事業者が事業を継続していくため、施設や設備の早期の復旧や事業継続に係る各種支援が求められています。また、震災の影響による落ち込みが懸念される観光需要や地域内消費についても、その回復に向けた対策が必要となります。

(2) その対策

ア 農業の振興

効率的かつ安定的に農業に取り組んでいくために、農業の担い手として位置づけられている集落営農組織の組織化・法人化を推進して、担い手の確保及び経営基盤の強化を図るとともに、認定農業者や特定農業法人などの意欲のある農業者を増やし、施設・設備等の整備やスマート農業の推進、熊・イノシシなどの鳥獣による農作物被害の対策など、生産性の向上に向けた取り組みを支援します。

また、ほ場や用排水施設、ため池、農道などの農業基盤の整備を進めるとともに、その保全の取り組みを支援します。

さらに、氷見牛が持続的に安定して生産できるようにするため、生産体制や基盤等の整備を検討して取り組みます。

イ 林業の振興

林業を担う人材の確保及び森林の適正な管理に向けて、富山県西部森林組合と連携を図って効果的に取り組みます。

また、木材の搬出を円滑に行うために林道等の林業基盤の整備を進めるとともに、高性能林業機械等の導入による生産性の向上を促進するなど、林業事業者の経営基盤の強化に努めます。

さらに、地場産木材を使用した住宅や施設等の建築を促進するため、地場産木材の販路拡大や公共施設の利活用を推進します。

ウ 水産業の振興

漁業者の育成・確保に向けて、定置網漁業体験教室の開催や高校と連携した取り組みを進めるとともに、氷見の漁業や魚に対する理解を深めるために、学校での出前講座や魚のさばき方教室などを実施します。

また、水産資源の持続的な利用を図るため、環境保全活動を展開し、沿岸海域の漁場環境改善や生態系の

保全活動に取り組むとともに、富山県栽培漁業センターや漁業関係者等と連携して育てる漁業を推進します。

さらに、生産基盤となる漁港施設や共同利用施設などの水産施設の機能の保全や向上を図るため必要な整備を進めます。

エ 地場産業の振興

地域の産業経済の活性化や雇用の場の確保を図るため、若者・女性が働きやすく、活躍できる職場づくりを促進するとともに、企業に対する設備投資や事業拡大等への支援に加え、事業継続・発展に向け、経営や技術の情報交換のための異業種交流や人材育成等への支援、産業支援機関やビジネスサポートセンター等と連携した売上の拡大及び販路の拡大、金融機関等と連携した融資制度の実施等を通じて施設の整備を支援するなど、経営基盤の強化や競争力の向上の促進を図ります。

また、ふるさと納税制度を積極的に進め、寄附者に対する返礼品を魅力あるものにして、地場産品の生産の向上を図ります。

さらに、生産性の向上や新たな付加価値の創出を図るため、DXを促進していくことが必要であることから、そのために必要な相談や支援などの体制等の整備に努めます。

オ 企業の誘致対策

国や県、経済団体、縁故者、民間調査機関等のネットワークを活用して情報収集に努めるとともに、立地可能な遊休施設等を調査して立地希望企業に紹介し、企業の本社機能の一部や情報産業等の小規模事業者の誘致を進めます。

カ 新産業創出・創業の支援

新たな産業の創出に向けて、現在協定を締結している大学や大手企業との連携を強化するとともに、新たな分野での大学等との連携も進めるほか、産学官や農商工等のネットワークを生かし、地域資源を活用した付加価値の高い製品・サービスの創出を促進します。

また、起業を増やしていくために、ビジネスサポートセンター等による支援体制を充実させるとともに、低利で安心な融資制度や助成制度等により支援するほか、インキュベーション施設であるベンチャースペース氷見（氷見市小規模企業団地）の活用を促進するなど、幅広い事業分野の創業に対して支援に取り組めます。

キ 商業の振興

商業の振興に向けて、ビジネスサポートセンター等の設置を通じて、消費者ニーズに応えるこだわりと特色を持った魅力ある店づくりを支援するとともに、経営の効率化を促進し、サービス向上による固定客づくりやSNSの活用等による販路拡大等に対して支援に努めます。また、氷見まちづくり協議会が運営するチャレンジショップや老朽化した空き家・空き店舗の改装を支援し、新規店舗を集積することやイベントの開催により、中心市街地全体の魅力の向上や賑わいの創出に取り組めます。

さらに、市内の消費拡大を推進するため、氷見商工会議所が実施している電子地域通貨「ひみPay」等の利用の拡大や消費拡大プロジェクト、飲食店による食のイベント開催等の支援に努めます。

ク 情報通信産業の振興

市内全域のケーブルテレビの光化の整備完了を踏まえ、自然や食の豊かさを強みとして、空き家や空き店舗、旧公共施設を活用したサテライトオフィスの誘致に努めるとともに、本市に移住してのテレワークや働きながら休暇を過ごすワーケーションの促進に取り組めます。

ケ 観光・レクリエーションの推進

北陸新幹線の敦賀までの延伸を契機として、さらなる金沢や能登、県西部の自治体との連携を拡大するなど、広域的な観光振興を推進するとともに、地域資源を発掘して観光に活かすなどの着地型観光に取り組めます。

また、本市を訪れるきっかけとなる情報発信や観光プロモーションの充実を図るとともに、観光客の回遊性を高めるため、新高岡駅等からの二次交通の確保を図るほか、まちなか回遊促進モビリティ「ヒミカ」やレンタサイクルの活用を推進するなど、観光客の利便性の向上に努めます。

さらに、本市が有する食やまんがなどの地域資源をより一層活用するために、必要な施設整備やイベント等を行うとともに、WEB動画等のデジタル媒体を活用した観光プロモーションを強化することで、国内のみならず海外からの誘客を推進します。

加えて、観光事業者と連携して取り組み、観光客の受け入れに必要な施設や環境等の整備に対して支援に努めます。

コ 被災事業者へ支援

被災事業者の事業の継続に向けて、被災した施設や設備の復旧を促進するとともに、被災事業者が行う復旧に係る資金調達や手続きに対して支援します。また、市内での観光需要喚起や地域内消費を促進し、地域経済の活性化に取り組みます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農 業	県営ほ場整備	県	
		県営中山間地域防災減災整備	県	
		農業水利施設管理体制整備	県	
		土地改良整備管理	市	
		農道整備管理	市	
	林 業	土地改良整備	土地改良区等	
		林道整備管理	市	
		沿道林整備	市	
		森林整備地域活動支援	市	
	水産業	水産物供給基盤機能保全	市	
	(2) 漁港施設			
		県営漁港施設整備管理	県	
		市営漁港整備管理	市	
		漁港関連施設整備管理	市	
	(3) 経営近代化施設			
	農 業	施設機械整備	農業者	
		牛舎整備	畜産者	
	(4) 地場産業の振興			
	技能修得施設	技能修得施設整備	市	
	流通販売施設	田園漁村空間博物館施設整備管理	市	
	(5) 企業誘致			
		企業立地推進	市	
	(6) 起業の促進			
		小規模企業団地整備管理	市	
	(7) 商 業			
		商店街振興推進	市 商工団体	
	(8) 情報通信産業			
		ケーブルテレビネットワーク光化整備	市	
		情報格差是正推進	市	
		未来技術活用整備	市	

	ワーケーション推進	市		
(9) 観光又はレクリエーション				
	観光レクリエーション施設整備管理	市		
	公園整備管理	市		
	サイクリングロード整備管理	市		
	まんがのまちづくり推進	市		
	海浜植物園整備管理	市		
	まちなかモビリティ整備管理	市		
(10) 過疎地域持続的発展特別事業				
第1次産業	中山間地域等直接支払	集落協定		
	多面的機能支払	活動組織		
	環境保全型農業直接支払	農業者		
	氷見農ブランドづくり育成支援	農業者		
	水田農業経営確立対策	農業者		
	農業経営支援	農業者		
	鳥獣被害防止対策	市		
	氷見牛ブランド支援	畜産者		
	人工林機能強化対策	市		
	氷見産材活用促進	市		
	里山林整備	市 活動組織		
	ひみ里山杉振興推進	林業者		
商工業・6次産業化	水産業振興推進	市		
	水産多面的機能発揮対策	協議会		
	創業支援	市		
	商工業振興推進	市 商工団体		
	まちなか活性化推進	協議会		
	ふるさと納税推進	市		
	情報通信産業 観光	食文化推進	協議会	
		情報通信管理	市	
		観光戦略推進	市	
	企業誘致	魅力発信推進	実行委員会 協議会	
		北陸新幹線2次交通運行支援	市	
		企業誘致推進	市	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
氷見市全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、(2) その対策及び (3) 計画のとおり。

また、とやま呉西圏域都市圏を構成する5市をはじめ、周辺自治体とも連携し、地域産業の振興や戦略的な観光政策などの広域的な取り組みを検討し、推進していきます。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

氷見市公共施設等最適化基本方針を踏まえて、産業の振興の分野では、漁港施設及び観光・レクリエーション施設に係る基本方針を次のとおり定めており、その基本方針の考え方に基づいて取り組みます。

(漁港施設)

- 施設の維持、更新に係る計画を策定し、計画的な施設の管理に努める。

(観光・レクリエーション施設)

- 施設の必要性を検証し、複合化、民営化、広域化、廃止等あらゆる手法について検討する。
- 必要性の認められる施設についても、更新時には規模の適正化を図る。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 情報通信環境の整備

情報通信技術の向上が著しい現代社会において、都市部との情報格差を是正して地域の持続的発展を図るため、市民生活や産業振興等において必要となる地域公共ネットワーク等の整備が求められています。今後とも急速な発展を遂げている情報通信技術を効果的に活用していくために、戦略的に情報インフラの整備に取り組んでいく必要があります。

イ 情報通信技術の活用

I C Tの発展はめざましく、スマートフォンやタブレットパソコン等が普及し、様々な場面での利用が浸透するなどI C Tがより身近なものになっています。また、I C Tを活用することにより、これまで対応できなかった地域課題も解決に向けて取り組むことができるようになるなど、産業や教育、福祉、防災等の様々な分野において、利便性の向上や効率化などに向けて、D Xに取り組むことが求められています。

(2) その対策

ア 情報通信環境の整備

高度な情報通信環境をより一層充実させるために、国、県及び事業者と連携を図り、高速で大容量の情報通信が可能となる5 Gの基地局の整備をはじめ、発展する情報通信技術を積極的に活用できるようにその基盤の整備を進めます。

また、住民の利便性の向上や行政の効率化を図るため、地域公共ネットワーク等の整備にも検討して取り組みます。

イ 情報通信技術の活用

I C Tを活用して、住民や地域、企業、行政が連携し、様々な分野において地域課題の解決に向けて取り組むとともに、5 Gなどによる車の自動運転やスマート農業等の新たなビジネスモデルを活用するなどにより地域の活性化を図ります。

また、情報通信基盤を活用して市内外への情報発信を積極的に行うとともに、I C Tを活用して効率的で効果的な行政を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等の情報化のための施設			
	通信用鉄塔施設	情報格差是正推進	市	
	防災行政無線施設	防災行政無線整備管理	市	
	ブロードバンド施設	ケーブルテレビネットワーク設備管理	市	
		I C T基盤整備管理	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
		未来技術活用推進	市	
	情報通信管理	市		

5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

(1) 現況と問題点

ア 市道の整備

本市は市内に4つの能越自動車道のインターチェンジを有しており、この利便性を市の活性化に活かすため、インターチェンジと市街地や幹線道路等とのアクセスの向上が求められています。

また、国道・主要地方道などの幹線道路と地域の間や、地域間を結ぶ市道を整備して円滑な交通を確保するとともに、地域内の生活道路において幅員が狭く、屈曲するなどにより改良が必要な市道が多いことからその整備が求められています。

さらに、積雪時の市道の交通を確保するために必要となる消雪施設等の老朽化等が進んでおり、その長寿命化対策や整備等に取り組むことが必要となっています。

加えて、児童生徒の通学や地域住民の通行などに対して安全が確保できるよう交通安全対策を進めるとともに、道路や橋りょう等の道路構造物などの点検を実施して対策を講じて市道の安全性を確保することが求められています。

加えて、令和6年能登半島地震により被災した、道路等の早期復旧が求められています。

イ 農林道・漁港関連道の整備

産業の振興や生活環境の改善に向けて、農道や林道、漁港関連道の整備が求められているほか、その機能を維持し、通行の安全性を確保するために、それらの維持補修が必要となっています。

また、令和6年能登半島地震により被災した、農道や林道、漁港関連道の早期復旧が求められています。

ウ 交通手段の確保

氷見線や路線バスなどの公共交通機関の利用者の減少が見込まれ、利便性を高めて住民の日常生活に必要な移動手段として維持することが求められています。そうした中で、地域が主体となって運行しているNPO法人による交通空白地有償運送は、高齢者や学生などの地域住民の交通を確保する手段として必要不可欠となっています。

また、城端線・氷見線鉄道事業再構築事業や氷見線の新駅の検討等の取組により、城端線・氷見線を持続可能な交通体系にするとともに、それを活かして、各交通事業者や関係機関が連携し、氷見駅からの2次交通の強化や駅前の賑わい創出、氷見駅を核としたまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、冬期間において、必要な除雪機械等を確保して交通に支障が生じないよう除雪態勢を確保することが求められています。

(2) その対策

ア 市道の整備

能登半島地震により被災した道路等の早期復旧に取り組むことに加え、能越自動車道氷見南インターチェンジから国道160号へのアクセス道路となる市道環状南線をはじめ、改良が進む国道415号や主要地方道等と地域を結ぶ市道の整備を進めます。また、生活環境の向上に向けて、安全性や利便性に配慮して地域間の市道の整備や地域内の市道の拡幅や改良を行います。

さらに、市道の消雪パイプやポンプなどの消雪施設については、老朽化が進んでいることから長寿命化対策や補修等を実施するとともに、必要な整備を行って冬期間における円滑な交通を確保します。

加えて、通学路の安全を確保するとともに、交通事故の抑制に向けて、歩道やガードレール等の設置などの市道の交通安全対策を進めるとともに、市道における道路や橋りょうなどの道路構造物の安全性を確保するために、点検等を実施して必要な長寿命化対策や補修等を実施します。

イ 農林道・漁港関連道の整備

能登半島地震により被災した、農道や林道、漁港関連道の早期復旧に取り組みます。また、農道や林道、漁港関連道の改良などの整備を図るとともに、その機能を維持し、通行の安全を確保するために維持補修等を実施します。

ウ 交通手段の確保

交通事業者と連携して公共交通機関の利用の促進を図るとともに、路線バス等において必要な便数を確

保するために交通事業者等に対して支援を行います。

また、地域が主体となって運行しているNPO法人による交通空白地有償運送について、通学や高齢者の通院、買い物などの生活のための足として欠かせないものとなっていることから、その運行に必要な経費に対して支援します。

さらに、令和5年に改定した城端線・氷見線沿線地域公共交通計画及び城端線・氷見線鉄道事業再構築実施計画のもと、城端線・氷見線沿線4市、各交通事業者、関係機関が連携し、各種の活性化の取組を実施します。

加えて、冬期間の市道の通行を確保するために、円滑に除雪を行うことができるよう、必要な除雪機械等を整備します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道				
	道 路	市道改良整備	市		
		市道舗装整備	市		
		市道維持補修	市		
		市道舗装補修	市		
		交通安全施設整備管理	市		
		都市計画道路等整備	市		
		消雪施設整備管理	市		
		県営道路事業費負担金	県		
		橋りょう	橋りょう整備点検管理	市	
			消雪施設整備管理	市	
		その他	道路照明灯整備管理	市	
			市道構造物補修	市	
	(2) 農 道				
		農道整備管理	市		
		農道整備補助	土地改良区		
	(3) 林 道				
		林道整備管理	市		
	(4) 漁港関連道				
		漁港関連施設整備管理	市		
	(6) 自動車等				
		NPOバス整備支援	NPO法人		
	(8) 道路整備機械等				
		除雪機械整備管理	市		
		地域ぐるみ除排雪促進	地域組織		
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業				
	公共交通	NPOバス運行支援	NPO法人		
生活路線バス維持対策		事業者			
氷見線地域公共交通対策		協議会			
氷見線再構築支援		市・協議会			
氷見駅を核としたまちづくり推進		市			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

氷見市公共施設等最適化基本方針を踏まえて、交通施設の整備及び交通手段の確保の分野では、道路及び橋りょうに係る基本方針を次のとおり定めており、その基本方針の考え方に基づいて取り組めます。

(道路及び橋りょう)

- 施設の維持、更新に係る計画を策定し、計画的な施設の管理に努める。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 廃棄物処理施設や污水处理施設等の整備

循環型社会の形成に向けて、より一層のごみの減量化・再資源化の取り組みが求められており、それに対応したごみ処理体制の確保が必要となっています。そうしたなか、老朽化が進むごみ処理施設において、住民生活に支障が生じないように長寿命化対策を実施して常に円滑に処理ができるよう求められています。

污水处理施設については、生活環境の改善や川、海等の水質保全のため、これまで公共下水道や農業集落排水事業などにより施設の整備に取り組んできましたが、効率的な管理体制を確立するため、その一元的管理が可能となる整備が必要となっています。また、施設の老朽化が進んでおり、その適正な管理水準を維持していくために必要な長寿命化対策が求められています。さらに、地域の生活環境の向上のため、必要な下水道の整備や下水道区域外における合併処理浄化槽設置に対する補助を行っていくことが必要となっています。

上水道施設においては、人口減少に伴って料金収入の減少が見込まれるとともに、施設の老朽化が進んでいることから、計画的に施設設備や管路等を更新することが求められています。

さらに、能登半島地震を受けて、上下水道一体としての管路等の耐震化を進めることが求められています。

イ 消防・救急施設等の整備

高齢化の進行や集中豪雨などの自然災害への対応として、消防・救急救助業務はさらに多様化し、複雑化しています。市民の生命や財産を守るため、消防・救急救助体制や機能の強化が引き続き求められています。これに対処するため、令和3年度から消防事務を高岡市に委任し消防の広域化を推進しました。現在、消防施設や車両等の老朽化が進行しているため、更新や整備等を進める必要があります。

ウ 公営住宅の整備

住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃の住宅を供給し、市民が健康で文化的な生活を営めるよう努める必要があります。また、能登半島地震により住宅を失い、自力での住宅再建な困難な被災者に対しても同様に、低廉な家賃の住宅（災害公営住宅）の供給が求められています。

既設の市営住宅は、園団地を除き老朽化が著しく、計画的に修繕・改善工事を行い、安全で快適な住環境を維持する必要があります。

エ 液状化対策、住宅耐震化の促進

能登半島地震の影響により、市内の各所において液状化が発生し、住宅被害が多く発生しました。被災者の住宅の再建を進めるためには、液状化が深刻な地域における一体的な液状化対策が求められるほか、被災家屋の復旧に対する支援が必要となります。

オ 復興まちづくりの推進

能登半島地震の影響により、広範囲に被災した地域では、被災家屋の公費解体などで生じる空き地などの土地利用の方向性について、土地所有者や地域住民だけで決定することは困難です。復旧復興を加速させるためにも、地域と市が協力し、復興を見据えたまちづくりの方向性を検討することが必要となります。

カ その他の生活環境の整備

地震活動や火山活動の活発化に伴って日本各地で地震が発生しており、また、地球温暖化等の影響により、全国的にこれまでの想定を超える記録的な豪雨が頻繁に発生するなど、自然災害に対応した対策が必要となっています。

また、高齢化社会を迎えて、詐欺等により多様化する犯罪の未然防止や倒壊の危険のある老朽空き家等の解体撤去、不法投棄の防止などが必要となり、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが求められています。

さらに、健やかでうるおいのある生活ができるように、恵まれた自然や氷見らしい景観を守り、花や緑に親しむ環境づくりが必要となっています。

加えて、平成10年から稼働している火葬施設の老朽化が進んでいることから、必要な長寿命化対策や補修等を行う必要があります。

(2) その対策

ア 廃棄物処理施設や汚水処理施設等の整備

生活環境の向上に向けて、老朽化が進む不燃物処理センターなどの廃棄物処理施設の長寿命化対策や補修等に取り組みます。

また、汚水処理施設の老朽化が進んでいるため、環境浄化センターなどの長寿命化対策を実施して、下水道処理機能の維持に努めます。加えて、必要な下水道の整備を行うとともに、合併処理浄化槽設置に対して補助を行います。

上水道施設においては、常に安全な水を安定的に提供できるよう、老朽化が進んでいる上水道施設の長寿命化や老朽管の更新などに取り組むとともに、耐震化を進めます。特に、配水本管や重要施設までの管路等の耐震化を、計画的かつ着実に進めます。

イ 消防・救急施設等の整備

消防救助機能の確保を図るため、老朽化している消防施設や消防自動車などを更新するとともに、消防水利施設などの整備を進めます。

また、救急体制については、老朽化している高規格救急車等の更新を図るとともに、救急資機材等の整備を図るなど、その充実に取り組みます。

ウ 公営住宅の整備

既存市営住宅について、安全で快適な住環境を維持するため、「公営住宅長寿命化計画」に基づき、施設の予防的修繕や躯体の長寿命化、居住性向上等の改善工事を実施します。

また、令和6年能登半島地震により住宅を失い、自力での住宅再建な困難な被災者に住宅を供給するため、災害公営住宅を整備します。

エ 液状化対策、住宅耐震化の促進

液状化が発生した地域の地盤の調査などを通じて有効な対策工法を検討し、被災地域の一体的な液状化対策を実施します。また、液状化により被災した家屋の復旧や地盤改良のほか、住宅の耐震化などに対して支援し、住宅の復旧や安全対策を促進します。

オ 復興まちづくりの推進

能登半島地震からの復旧復興にあわせて、土地利用などを含めたまちづくりの方向性について検討を行います。また、地域ごとに行う復興に向けた取組みや地域コミュニティの維持のための活動を支援します。

カ その他の生活環境の整備

様々な災害の発生に備えて、情報伝達、避難誘導及び復旧活動等が円滑に行える体制を整えるとともに、必要な避難所や防災行政無線などの防災施設の整備を進めるほか、土砂災害や浸水被害の防止に取り組みます。

また、防犯カメラの設置などの防犯対策に取り組むとともに、増加している危険性の高い老朽空き家等の解体撤去を進めます。

さらに、山間地等での不法投棄の対策に取り組むとともに、自然環境の保全や景観の保護を進めるほか、花と緑に親しむ地域づくりに取り組みます。

加えて、老朽化が進む火葬施設において、長寿命化対策や必要な整備等を行います。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	設備拡張	市	
		老朽管更新	市	

	水道施設更新	市	
(2) 下水道処理施設			
公共下水道	管渠整備管理	市	
	施設整備管理	市	
その他	農業集落排水施設整備管理	市	
	合併処理浄化槽整備支援	整備者	
(3) 廃棄物処理施設			
ごみ処理施設	不燃物処理センター整備管理	市	
	リサイクルプラザ整備管理	市	
(4) 火葬場			
	斎場整備管理	市	
(5) 消防施設			
	消防施設整備管理	市	
	消防車両資機材等整備管理	市	
	防火水槽整備管理	市	
	地区防災センター整備管理	市	
	分団消防車両整備管理	市	
(6) 公営住宅			
	公営住宅整備管理	市	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
生活	交通安全推進	市	
	消費者行政推進	市	
環境	環境美化推進	市	
	自然保護推進	市	
危険施設撤去	危険老朽空き家対策	市	
防災・防犯	防災対策推進	市	
	防犯対策推進	市	
その他	花とみどりの地域づくり	市	
(8) その他			
	防災施設整備管理	市	
	避難所環境整備	市	
	浸水対策整備	市	
	河川等整備管理	市	
	急傾斜地崩壊防止対策推進	市	
	治山対策推進	市	
	公園整備管理	市	
	景観まちづくり推進	市	
	液状化対策推進	市・整備者	
復興まちづくり推進	市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

氷見市公共施設等最適化基本方針を踏まえて、生活環境の整備の分野では、不燃物処理センター、クリーンセンター、消防施設、水道及び下水道における基本方針を次のとおり定めており、その基本方針の考え方に基づいて取り組みます。

(不燃物処理センター、クリーンセンター)

- 今後の処理量の推移（見込み）により、新たな処理方式、民営化、広域化等について、運営コストの面から検討する。

(消防施設)

- 施設の更新にあわせて複合化や機能の集約について検討する。

(水道及び下水道)

- 施設の維持、更新に係る計画を策定し、計画的な施設の管理に努める。
- 上下水道の料金の適正化に努める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子どもを生み、育てやすい環境の確保

本市では少子化が進んでおり、その要因の1つとして、本市の未婚率が男女ともに年々上昇傾向にあることから、人生設計を早期に考える機会をつくる必要があります。

また、子どもを生み育てたいという希望を実現するために必要な取り組みを進めていくことが求められています。経済的問題や児童虐待に関する事など、複雑多様な背景を持つ妊産婦が増加傾向にあり、育児の悩みや発達障害等により療育が必要な子どもが増加していることから、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援やその機能の充実が必要となっています。

さらに、全国的に不足している産科医や小児科医を確保することで、仕事と育児を両立するための教育・保育等のニーズの多様化への対応や子育て世帯の負担の軽減など、子どもを生み育てやすい環境を整備していくことが求められています。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための方策

高齢化が進んでいる本市において、介護・要支援認定者が増加傾向にあることから、介護予防に取り組むとともに、在宅サービスと施設サービスのバランスを考慮しながら、より質の高い介護サービスの提供が求められています。

また、発達障害などの子どもが増加するなど、障害者を取り巻く状況は変化しており、障害者が住み慣れた地域で生活していくために必要な身近な地域での相談支援体制や障害福祉サービス等の充実が求められています。

高齢者や障害者、生活困窮者、子どもなど、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができる地域共生社会の実現が必要となっており、それらを支える人材を確保して、各制度や分野の垣根を越え関係機関が情報を共有し、連携していくことが求められています。

さらに、本市は、がんによる死亡率が高く、肥満や高血圧、高血糖の判定を受ける人やメタボリックシンドロームに該当する人が多い状況となっており、若年期から健康の増進や疾病予防に取り組む環境づくりが求められています。

(2) その対策

ア 子どもを生み、育てやすい環境の確保

結婚の希望を叶えるため、「縁結びおせっかいさん」と連携して婚活イベントや相談会の開催などに取り組めます。

また、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を行うため、こども家庭センターを中心として、相談や情報の提供など必要な支援を行うとともに、不妊治療に対する支援の充実を図るほか、増加している発達障害などの子どもに対する支援を拡充するため、その核となる子ども発達支援施設の機能の充実・強化を図ります。

さらに、多様化する教育・保育ニーズ等に対応するため、認定こども園の病児保育の充実や放課後児童クラブへの支援などの子育て環境の整備に取り組むとともに、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るほか、産科や小児科の医療機関との連携を図り、市内で安心して出産し、子育てができる環境づくりを進めます。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための方策

高齢者が生活改善に取り組む介護予防プログラムの普及啓発を図るなど、介護予防に取り組むとともに、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるように介護サービス基盤の整備を進めるほか、一体的にサービスが提供できるよう地域包括ケアシステムの構築を進めます。

また、障害者に対する福祉サービスや施設の充実を図り、相談などの支援体制を整備するとともに、社会参加等を支援します。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、重層的・包括的支援体制の整備や、それを支える担い手の育成・確保やボランティア活動の環境整備に継続的に取り組むとともに、旧小学校校区ごとに展開する地域福祉の活動等を支援します。

健康づくりに向けて、がん検診等の健康診査の受診率の向上に取り組むとともに、未病対策を推進し、地域ぐるみの健康づくり活動に取り組みます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設				
	保育所	保育所整備管理	市		
	(2) 認定こども園				
		認定こども園整備管理	市		
	(3) 高齢者福祉施設				
	老人ホーム	老人ホーム建設補助	設置者		
	その他	屋内健康広場整備管理	市		
	(4) 介護老人保健施設				
		老人保健施設建設補助	設置者		
	(5) 障害者福祉施設				
	その他	子ども発達支援施設整備管理	市		
	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター				
		いきいき元気館整備管理	市		
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業				
	児童福祉	出生祝給付		市	
		家庭で子育て応援金給付		市	
	高齢者・障害者福祉	放課後児童対策推進		市	
		高齢者総合福祉支援		市	
		包括的相談支援		市	
		障害者保護対策		市	
	健康づくり	障害者地域生活支援		市	
		健康教育・相談推進		市	
		健康診査推進		市	
その他	予防接種推進		市		
	縁結び推進		市		
(9) その他	不妊治療助成		市		
		児童遊園整備管理	市		
		放課後児童対策施設整備	児童育成クラブ		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

氷見市公共施設等最適化基本方針を踏まえて、子育て環境の確保の分野では、保育所及び子育てセンターに係る基本方針を次のとおり定めており、その基本方針の考え方に基づいて取り組みます。

（保育所及び子育てセンター）

- 現在の利用者数、今後の未就学児数の推移（見込み）により統廃合、民営化を検討する。
- 市立保育所のあり方について検討し、民間保育所との役割の明確化をした上で、施設の配置を検討する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 医師確保対策

住民の医療を確保するため、指定管理者制度を導入して運営している金沢医科大学氷見市民病院において、指定管理者である学校法人金沢医科大学を中心に医師の派遣を受けるとともに、県から自治医科大学の医師の派遣を受けるなどにより、必要な医師の確保に努めています。

また、医学生への修学資金貸与制度を設け、本市出身の医師の育成に努めています。

さらに、医師の働きやすい環境や過ごしやすい生活環境の確保が必要となっています。

イ 医療機能・体制の充実

金沢医科大学氷見市民病院は、平成 23 年度に新病院を建設し、本市の中核病院として地域医療を担うとともに、へき地医療拠点病院としてへき地巡回診療を実施しているほか、救急病院として 24 時間 365 日の救急医療体制を確保しており、高齢化が進んでいる本市において、今後ますます医療ニーズが高まることが見込まれることから、他の医療機関と連携して必要な医療体制を確保していくことが求められています。

そのため、今後も医療機能・体制を充実していくためには、医療ニーズに即して高度な医療等に対応するため、医療施設や設備、機器等の整備が必要となっています。

また、無医地区等への巡回診療を維持し、住民の健康管理や医療の確保に努める必要があります。

ウ 特定診療科に係る医療確保対策

産科医や小児科医による通常の診療や定期健診等は、子どもを産み育てやすい環境には欠かすことができないものですが、全国的な医師不足により、引き続きその確保に努めていくことが求められています。

また、新型コロナウイルスや新型インフルエンザのパンデミック等の緊急事態が発生した場合に備えて、引き続き感染症等の専門医師の確保が必要となっています。

さらに、全国的に外科系医師の不足傾向が顕著となっていますが、発症から治療までの時間の短縮が求められる緊急度が高い脳外科や心臓外科などの専門医師の確保が求められています。

(2) その対策

ア 医師確保対策

本市の出身の医学生に対する修学資金貸与制度を活用して、引き続き本市に定着する医師を増やすよう、制度の周知及び支援を行います。

また、金沢医科大学氷見市民病院における指定管理者による医師の確保対策を支援するとともに、医師住宅の確保、勤務環境の整備に努めます。

イ 医療機能・体制の充実

住民がいつでもどこでも質の高い医療を受けることができるよう、金沢医科大学氷見市民病院と市内医療機関が連携を図って、医療の確保に取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう医療機関や介護施設、地域が連携して支援するなど、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

さらに、地域の中核病院である金沢医科大学氷見市民病院が予防から治療、回復期への切れ目のない医療を提供し、へき地医療拠点病院としての機能を担うよう、必要な医療施設や設備、機器などの整備を進めます。

ウ 特定診療科に係る医療確保対策

金沢医科大学氷見市民病院において、全国的に減少している小児科や外科系の医師の確保に指定管理者とともに努め、必要な医療を確保します。

また、産科医を確保するために、市内の産科診療所に対する支援を行います。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	病院	医療施設整備管理	市	
		医療機器等整備管理	市	
	その他	医師住宅整備管理	市	
		へき地巡回診療体制整備	市	
	(2) 特定診療科に係る診療施設			
	診療所	産科医確保支援	医療機関	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体病院	医師確保対策支援	指定管理者	
	その他	救急等医療確保支援	医療機関	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育施設の整備等

小学校及び中学校において、人口減少や少子化が進展するなか、児童生徒のより良い教育環境を整えるため、これまで学校の統合や義務教育学校の設置など、学校の適正規模、適正配置を進めるとともに、特色ある学校づくりに努めてきており、これからも変化する社会環境の中で、良好な教育環境を確保していくことが求められています。

また、教育振興基本計画に基づき、確かな学力や豊かな心、健やかな体の育成に向けて、個別ニーズに応じた教育を充実させていくことが必要となっています。

さらに、建設から長い年数が経過して、老朽化が進行している学校やスクールバス等の整備が必要となるとともに、統合等により廃校となった施設の利活用に向けて必要な整備が求められています。

イ 集会施設、体育施設及び社会教育施設の整備等

地域の社会環境や少子高齢化が進む中で、地域のコミュニティの活動の場がより一層重要となっており、効果的・効率的な施設の管理に向けて、必要な整備が求められています。

また、住民がスポーツを楽しむ環境づくりが必要となっており、そのため、老朽化しているスポーツ施設の改修や長寿命化対策等に加え、ニーズに即した施設の整備が必要となっています。

さらに、生涯学習の推進を図るため、社会教育施設の充実が求められています。

(2) その対策

ア 学校教育施設の整備等

良好な教育環境を確保するため、児童生徒の状況や社会環境の変化などを勘案して必要な取り組みや整備を進めます。

また、ICT教育や外国語教育など、新たな教育に対応するため、GIGAスクール構想をはじめとする学校のICT環境の整備などを行い、教育の充実を図ります。

さらに、老朽化が進行している学校施設や設備等の整備に向けて、長寿命化や改修などの必要な対策を講じるとともに、購入から年数が経過しているスクールバスの更新を進めます。

加えて、これまで統合などにより廃校となった施設については、その利活用の方針を定め、必要な整備に取り組みます。

イ 集会施設、体育施設及び社会教育施設の整備等

集会施設や地域のレクリエーション施設などについては、その必要性や地域の状況等を踏まえて管理運営を行い、必要な整備に努めます。

また、氷見運動公園やふれあいスポーツセンター、市民プール・トレーニングセンター、教育文化センターなど、老朽化した施設の整備については、改修や長寿命化対策、補修等を実施するとともに、住民のニーズに即して必要な施設の整備に取り組みます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	学校施設整備管理	市	
	屋内運動場	学校施設整備管理	市	
	屋外運動場	学校施設整備管理	市	
	水泳プール	学校施設整備管理	市	
	スクールバス・ポート	スクールバス整備管理	市	

	給食施設	給食施設整備管理	市	
(3) 集会施設、体育施設等				
	公民館	公民館整備管理	市	
	集会施設	集会交流施設等整備管理	市	
		集会施設等整備支援	地域団体等	
	体育施設	運動公園等整備管理	市	
		スポーツ施設整備管理	市	
	図書館	図書館整備管理	市	
	その他	生涯学習施設整備管理	市	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業				
	義務教育	I C T環境整備推進	市	
		小中連携教育推進	市	
		読書活動推進	市	
	生涯学習・スポーツ	生涯学習推進	市	
		生涯学習施設運営	市	
		スポーツ大会開催	市	
		スポーツ施設運営	市	
		学校体育施設開放	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

氷見市公共施設等最適化基本方針を踏まえて、教育の整備の分野では、小学校、中学校、公民館、社会教育及びスポーツ施設に係る基本方針を次のとおり定めており、その基本方針の考え方に基づいて取り組みます。

(小学校及び中学校)

- 今後の児童生徒数の推移（見込み）により統廃合を検討する。
- 統廃合の検討の際には、文部科学省や県が示す、学級数や1学級あたりの児童生徒数の基準（目安）を参考とする。
- 学校施設は地域コミュニティの核となっていることが考えられることから、コミュニティ機能の維持のための活用についても検討する。

(公民館)

- 市としてのコミュニティ施設のあり方を決定した上で、地域コミュニティの維持のための施設配置を行う。

(社会教育及びスポーツ施設)

- 施設の必要性を検証し、複合化、民営化、広域化、廃止等あらゆる手法について検討する。
- 必要性の認められる施設についても、更新時には規模の適正化を図る。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 集落の整備

これまで、農村集落や漁村集落の特性を活かしながら、地域の生活環境や道路、交通、防災対策などの整備により居住環境の向上を図っており、今後より一層安心して暮らすことができる、魅力のある集落を目指して、必要な整備を進めていくことが求められています。

イ 集落の機能の維持

地域では、人口減少や高齢化等により、集落機能を維持するのが難しくなる集落が今後発生することが見込まれ、個々の集落において、生活している人々の暮らしを守るため、様々な課題の解決に向けて支援が必要となっています。

(2) その対策

ア 集落の整備

集落において、地域力を活かしながら、地域で考えて力を合わせて実施する道路や水路、施設等の整備に対して補助金を交付するとともに、除雪においては必要な除雪機械を貸与するなど、支援を行います。

また、集落間や集落内の道路の整備を進めるとともに、地域コミュニティの機能を維持するために必要な拠点や生活環境の整備等に取り組みます。

イ 集落の機能の維持

集落機能を維持していくためには、その地域の住民が主体となって取り組んでいくことが必要であることから、地域おこし協力隊などの外部人材の活用を図りながら、持続可能な地域づくりの取り組みを進めます。

旧小学校校区を中心としての23地区すべてがいつまでも地域の人々の暮らしを守っていくことができるように、その核となる地域づくり協議会の設立を支援し、その活動に必要な拠点づくりや人材育成等に対して支援します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備			
		移住定住促進住宅整備管理	市	
		地域の拠点づくり推進	地域団体等	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	地域生活基盤整備支援	地域団体	
		水路整備地域支援	地域団体	
		道路整備地域支援	地域団体	
	土地改良支援	地域団体		
	おらっチャ創生支援	地域団体等		

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 地域文化の振興等に係る施設の整備

令和4年度に開館した「氷見市芸術文化館」は、芸術文化の発信や多様な市民の交流と創造の拠点としての施設運営が求められています。

また、国の指定の朝日貝塚や大境洞窟住居跡をはじめ、有形文化財などの保存や修理等に取り組むとともに、国の天然記念物に指定されているイタセンバラなどの生物の保護や研究、展示等が求められています。

さらに、無形文化財なども含め、文化遺産を後世に伝承していくことが必要であり、そのための取り組みが求められています。

イ 地域文化を活用したまちづくり・地域振興

本市では、地域で伝承されている獅子舞などの民俗芸能や、海越しの立山連峰をはじめ棚田などの景観資源、越中式定置網、漁村のまちなみなど、歴史的・文化的に意義のあるものが多くあり、それらを活用して、地域活性化や観光などにつなげていくことが求められています。

また、歴史的・文化的資源として認識されていないものも多くあると見込まれることから、それらの掘り起こしを行い、理解を広めていくことで、新たな魅力の創出につながることが期待されています。

(2) その対策

ア 地域文化の振興等に係る施設の整備

氷見市芸術文化館を拠点に、芸術文化に触れる機会を幅広く提供するとともに、芸術文化が発展するよう特色ある地域文化を育み、その核となる組織や人材の育成に努めます。

また、埋蔵文化財をはじめとした貴重な文化財については、保存に取り組み、広く展示して理解を深めるようにするとともに、国指定の天然記念物であるイタセンバラについては、保護増殖事業計画を策定して保護池を整備するなど、保存等に取り組んでおり、引き続き増殖や研究、展示等を進めます。

さらに、文化遺産を後世に伝承していくことが大切であることから、博物館において特別展や文化財の各種解説会、日本農業遺産の認定を受けた「氷見の持続可能な定置網漁業」を活用した取組を地域全体を巻き込んだ活動にまで発展させ、地域の住民等において広く理解を深め、伝承していく取り組みを推進します。

加えて、地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげるため、「氷見市文化財保存活用地域計画」の策定を進めます。

イ 地域文化を活用したまちづくり・地域振興

本市には、歴史的・文化的に価値のあるものが多くあり、それらを保存し発信するとともに、まだ掘り起こされていないものの魅力を引き出し、地域活性化や観光などに活用して、地域の発展につなげます。

また、それぞれの地域で獅子舞に代表される伝統的な祭りや芸能が行われ、それらを獅子舞ミュージアムや博物館において展示等を行っており、今後も歴史的・文化的価値をより一層観光やまちづくりなどに活かし、特色ある文化の発信と合わせて、交流人口の拡大につなげます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 0 地域文化の振興	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	芸術文化館整備管理	市	
		文化施設整備管理	市	
		田園漁村空間博物館施設整備管理	市	
その他	文化財保護環境整備	市		

(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
地域文化振興	芸術文化振興	市	
	市民文化プログラム推進	市	
	コミュニティ助成	地域団体等	
	おらっちゃん創生支援	地域団体等	
	天然記念物再生推進	市	
	文化財収納管理	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

氷見市公共施設等最適化基本方針を踏まえて、地域文化の振興等の分野では、文化施設に係る基本方針を次のとおり定めており、その基本方針の考え方に基づいて取り組みます。

(文化施設)

- 施設の必要性を検証し、複合化、民営化、広域化、廃止等あらゆる手法について検討する。
- 必要性の認められる施設についても、更新時には規模の適正化を図る。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

国において、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を表明し、脱炭素社会に向けた取り組みが進められています。

本市においても、これまでエネルギーの地産地消に取り組んできており、2050年ゼロカーボンの達成を目指して、景観や環境への影響にも十分配慮しながら、再生可能エネルギーの導入を積極的に進めていくことが求められています。

(2) その対策

2050年ゼロカーボンを目指していくためには、再生可能エネルギーの利用を高めていくことが必要であり、そのため、太陽光発電のみならず、様々な利活用の可能性を検討して、再生可能エネルギーの導入に取り組み、公共施設を活用した必要な整備を進めます。

さらに、住民や企業等に対して、再生可能エネルギーの利用を促すため、普及啓発を推進するとともに、設備導入へ支援するなど、その導入の促進を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用推進施設			
		公共施設等再生可能エネルギー整備管理	市	
		太陽光等施設整備補助	整備者	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー導入促進	市		

(再掲)

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	移住定住促進住宅管理	市	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		ふるさと定住促進	市	
		地方創生移住支援	市	
		ぶり奨学プログラム	市	
		関係人口構築推進	市	
	地域間交流	都市と農山漁村交流促進	市	
		都市等交流促進	市	
		田園漁村空間博物館施設管理	市	
		コミュニティ助成	地域団体等	
		棚田オーナー制度推進	推進会議	
	人材育成	春の全国中学生ハンドボール選手権大会開催	実行委員会	
		持続可能な地域づくり支援	地域団体	
		協働のまちづくり推進	地域団体等	
		おらっちゃ創生支援	地域団体等	
氷見高等学校地域連携支援		地域団体等		
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	中山間地域等直接支払	集落協定	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		多面的機能支払	活動組織	
		環境保全型農業直接支払	農業者	
		氷見農ブランドづくり育成支援	農業者	
		水田農業経営確立対策	農業者	
		農業経営支援	農業者	
		鳥獣被害防止対策	市	
		氷見牛ブランド支援	畜産者	
		人工林機能強化対策	市	
		氷見産材活用促進	市	
		里山林整備	市 活動組織	
		ひみ里山杉振興推進	林業者	
		水産業振興推進	市	
		水産多面的機能発揮対策	協議会	
	商工業・6次産業化	創業支援	市	
		商工業振興推進	市 商工団体	
		まちなか活性化推進	協議会	
		ふるさと納税推進	市	
		食文化推進	市・協議会	
情報通信産業	情報通信管理	市		

	観 光	観光戦略推進	市	
		魅力発信推進	実行委員会 協議会	
		北陸新幹線 2 次交通運行支 援	市	
	企業誘致	企業誘致推進	市	
3 地域における情 報 化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
		未来技術活用推進	市	当該施策は地域 の持続的発展に 資するものであ り、その効果は 将来に及ぶもの である。
		情報通信管理	市	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	NPOバス運行支援	NPO法人	当該施策は地域 の持続的発展に 資するものであ り、その効果は 将来に及ぶもの である。
		生活路線バス維持対策	事業者	
		氷見線地域公共交通対策	協議会	
		氷見線再構築推進	市・協議会	
氷見駅を核としたまちづく り推進		市		
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	生活	交通安全推進	市	当該施策は地域 の持続的発展に 資するものであ り、その効果は 将来に及ぶもの である。
		消費者行政推進	市	
	環境	環境美化推進	市	
		自然保護推進	市	
	危険施設撤去 防災・防犯	危険老朽空き家対策	市	
		防災対策推進	市	
	その他	防犯対策推進	市	
花とみどりの地域づくり		市		
6 子育て環境の確 保、高齢者等の保 健及び福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	出生祝給付	市	当該施策は地域 の持続的発展に 資するものであ り、その効果は 将来に及ぶもの である。
		家庭で子育て応援金給付	市	
		放課後児童対策推進	市	
	高齢者・障害者福祉	高齢者総合福祉支援	市	
		包括的相談支援	市	
		障害者保護対策	市	
	健康づくり	障害者地域生活支援	市	
		健康教育・相談推進	市	
		健康診査推進	市	
	その他	予防接種推進	市	
		縁結び推進	市	
		不妊治療助成	市	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			

	自治体病院	医師確保対策支援	指定管理者	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	その他	救急等医療確保支援	医療機関	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	ICT環境整備推進	市	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		小中連携教育推進	市	
	生涯学習・スポーツ	読書活動推進	市	
		生涯学習推進	市	
		生涯学習施設運営	市	
		スポーツ大会開催	市	
		スポーツ施設運営	市	
学校体育施設開放		市		
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	地域生活基盤整備支援	地域団体	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		水路整備地域支援	地域団体	
		道路整備地域支援	地域団体	
		土地改良支援	地域団体	
		おらっちゃん創生支援	地域団体等	
地域文化振興	芸術文化振興	市		
10 地域文化の振興	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	市民文化プログラム推進	市	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		コミュニティ助成	地域団体等	
		おらっちゃん創生支援	地域団体等	
		天然記念物再生推進	市	
		文化財収納管理	市	
再生可能エネルギー利用の推進		再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー導入促進	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー導入促進	市	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。